

小松島市子ども・子育て会議公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松島市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第25号）第11条の規定に基づき、小松島市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議を開催するときは、小松島市ホームページへの掲載等の方法により、開催の日時、場所その他の事項について、その周知を図るものとする。

(公開の方法)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴および議事録（資料を含む。）の公表の方法により行うものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴に関して、特に定めはないが、委員長が議事の進行に支障があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとするものは、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できないもの)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれのあるものを所持しているもの
 - (2) 議事の進行を妨げるおそれのあるものを所持しているもの
 - (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められるもの
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対して、前項第1号及び第2号に規定する物品等を所持しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けたものがこれに応じないときは、そのものの入場を拒むことができる。
- 4 乳幼児及び児童は、傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らねばならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 会議の秩序を乱し、また議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、録画等の撮影をし、または録音等をしてはならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴するものは、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 公開に関し、この要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(定めのない事項)

第11条 この要綱に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月28日から施行する。